



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 道路の区域の変更（道路管理課） 1
- 県道の供用の開始（道路管理課） 1
- 基本測量の実施の通知・2件（道路管理課） 2
- 基本測量の実施の終了の通知・2件（道路管理課） 2
- 歳入の徴収の事務の委託（港湾課） 3
- 都市計画事業の認可・5件（都市計画・モノレール課） 3

収用委員会事項

- 収用の裁決手続開始の決定 4

告 示

沖縄県告示第238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成24年4月24日から同年5月7日まで一般の縦覧に供する。

平成24年4月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 沖縄環状線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	北中城村字渡口891番1から 沖縄市与儀二丁目1595番1まで	24.8m ～ 86.6m	180.0m
新	北中城村字渡口891番1から 沖縄市与儀二丁目1595番1まで	24.8m ～ 43.8m	180.0m

沖縄県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成24年4月24日から同年5月7日まで一般の縦覧に供する。

平成24年4月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 路線名 沖縄環状線
- 2 供用開始の区間 北中城村字島袋1952番1から沖縄市比屋根七丁目1665番5まで
- 3 供用開始の期日 平成24年4月26日

沖縄県告示第240号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成24年4月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 基本測量を実施する地域 石垣市
- 2 基本測量を実施する期間 平成24年4月12日から平成25年3月15日まで
- 3 作業種類 基本測量（超長基線測量）

沖縄県告示第241号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成24年4月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 基本測量を実施する地域 那覇市
- (2) 基本測量を実施する期間 平成24年5月14日から平成25年3月31日まで
- (3) 作業種類 基本測量（基線場改測作業）
- 2 (1) 基本測量を実施する地域 那覇市、糸満市、南城市、北谷町、南大東村及び北大東村
- (2) 基本測量を実施する期間 平成24年5月14日から平成25年3月31日まで
- (3) 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査作業）
- 3 (1) 基本測量を実施する地域 糸満市
- (2) 基本測量を実施する期間 平成24年5月14日から平成25年3月31日まで
- (3) 作業種類 基本測量（電子基準点付属標取付け作業）
- 4 (1) 基本測量を実施する地域 東村、西原町、伊平屋村及び伊是名村
- (2) 基本測量を実施する期間 平成24年5月14日から平成25年3月31日まで
- (3) 作業種類 基本測量（復旧測量作業）

沖縄県告示第242号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成24年4月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 基本測量を実施した地域 宮古島市
- (2) 基本測量を実施した期間 平成23年5月9日から平成24年3月29日まで
- (3) 作業種類 基本測量（高精度三次元測量作業）
- 2 (1) 基本測量を実施した地域 宮古島市、多良間村、南大東村及び北大東村
- (2) 基本測量を実施した期間 平成23年5月9日から平成24年3月29日まで
- (3) 作業種類 基本測量（基準点現況調査作業）
- 3 (1) 基本測量を実施した地域 うるま市、国頭村、大宜味村、本部町、宜野座村及び伊是名村
- (2) 基本測量を実施した期間 平成23年5月9日から平成24年3月29日まで
- (3) 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査作業）
- 4 (1) 基本測量を実施した地域 国頭村
- (2) 基本測量を実施した期間 平成23年5月9日から平成24年3月29日まで
- (3) 作業種類 基本測量（復旧測量作業）

沖縄県告示第243号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成24年4月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 基本測量を実施した地域 沖縄県全域
- 2 基本測量を実施した期間 平成23年5月9日から平成24年3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）

沖縄県告示第244号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成24年4月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 委託した徴収事務 宜野湾港マリーナの使用料の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 ヤンマー沖縄株式会社・アクト総合サービス株式会社共同企業体
 - (2) 所在地 宜野湾市大山七丁目11番12号
- 3 委託期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

沖縄県告示第245号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成24年4月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 那8号安里緑地
- 3 事業施行期間 平成24年4月24日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 那覇市おもろまち1丁目及び安里3丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし

沖縄県告示第246号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成24年4月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 2・2・那87号国場川くねくね公園
- 3 事業施行期間 平成24年4月24日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 なし
 - (2) 使用の部分 那覇市字上間地内

沖縄県告示第247号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成24年4月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
- (2) 名称 2・2・那88号山下町第一洞穴遺跡公園

3 事業施行期間 平成24年 4月24日から平成27年 3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 那覇市山下町地内
- (2) 使用の部分 なし

沖縄県告示第248号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。
平成24年 4月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 施行者の名称 南風原町

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
- (2) 名称 2・2・南3号津嘉山北2号公園

3 事業施行期間 平成24年 4月24日から平成30年 3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 南風原町字津嘉山志良堂原地内
- (2) 使用の部分 なし

沖縄県告示第249号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。
平成24年 4月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 施行者の名称 糸満市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
- (2) 名称 3・3・糸2号南近隣公園

3 事業施行期間 平成24年 4月24日から平成29年 3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 糸満市字糸満日之神田地内
- (2) 使用の部分 なし

収 用 委 員 会 事 項

沖縄県収用委員会告示第7号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成24年 4月24日

沖縄県収用委員会

1 起業者の名称 那覇市

2 事業の種類 那覇広域都市計画道路事業

3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積(㎡)		収用しようとする土地の面積(㎡)	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		

那覇市若狭1丁目	18番10	宅地	宅地	170.21	170.22	52.30	注
----------	-------	----	----	--------	--------	-------	---

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のZ21、Z50、Z58、Z20及びZ21の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。(別紙図面は、省略する。)

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
具志堅隆	沖縄県那覇市若狭1丁目12番17号
亡 古謝文昌 法定相続人	住所不明 沖縄県那覇市赤嶺2丁目5番地1 県営赤嶺市街地住宅7-401 住所不明ただし、本籍沖縄県那覇市松山1丁目12番地13 住所不明ただし、本籍沖縄県那覇市松山1丁目12番地13 沖縄県那覇市上之屋1丁目19番14号 沖縄県那覇市赤嶺2丁目5番地1 県営赤嶺市街地住宅7-401 沖縄県宜野湾市大山三丁目25番2号 沖縄県名護市字許田828番地 沖縄県那覇市楚辺2丁目41番19号 埼玉県児玉郡神川町大字池田781番地13 沖縄県島尻郡八重瀬町字伊覇68番地6 沖縄県那覇市上之屋1丁目19番14号プリエ・ボナール701 沖縄県那覇市上之屋1丁目19番14号プリエ・ボナール701
亡 古謝カメ相続人	
古謝和子	
古謝美智子	
古謝康久	
比嘉憲保	
古謝悦子	
古謝和彦	
翁長由美子	
古謝正文	
徳村朋子	
比嘉晶	
木田奈央子	
上原亜矢子	
阿波連俊英	沖縄県那覇市田原4丁目9番地2
具志堅聰	沖縄県那覇市字国場377番地5
具志堅邦夫	沖縄県那覇市安里3丁目9番17号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
嘉数純子	沖縄県那覇市若狭1丁目18番10号川満方	借地権
川満直洋	東京都あきる野市二宮1322番地4	借地権

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成24年 4月12日

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有限会社 金 城 印 刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目 9 番16号</p>
--	--